

○大雪消防組合行政不服審査会条例

〔平成28年3月28日〕
条例第2号

（趣旨）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、大雪消防組合行政不服審査会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 大雪消防組合は、大雪消防組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織及び運営）

第3条 審査会の組織及び運営については、美瑛町行政不服審査会の例による。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

（大雪消防組合情報公開条例の一部改正）

第2条 大雪消防組合情報公開条例（平成18年大雪消防組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

【改正文省略】

（大雪消防組合個人情報保護条例の一部改正）

第3条 大雪消防組合個人情報保護条例（平成18年大雪消防組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

【改正文省略】

（経過措置）

第4条 この条例の施行の日前に附則第2条の規定による改正前の大雪消防組合情報公開条例第15条第1項に規定する大雪消防組合情報公開・個人情報保護審査会又は附則第3条の規定による改正前の大雪消防組合個人情報保護条例第3条第2項、第5条第4項、第7条第2項、第8条第2項及び同条第3項に規定する大雪消防組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問された事案であって、施行日において答申のなされていない事案がある場合にあっては、当該事案は大雪消防組合行政不服審査会に引継ぐものとする。